川越市国土強靭化地域計画

令和３年３月

川越市

＜目次＞

１．強靭化の基本的な考え方---- 1

（１）策定の趣旨---- 1

（２）本計画の位置付け---- 1

（３）計画期間---- 2

（４）基本目標---- 2

２．本市の地域特性---- 3

（１）地勢---- 3

（２）気候---- 3

（３）人口---- 4

（４）交通---- 4

３．想定される大規模自然災害---- 6

（１）地震---- 6

（２）大雨・豪雨---- 7

（３）竜巻---- 8

（４）大雪---- 8

４．脆弱性評価---- 10

（１）起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）---- 10

（２）脆弱性の評価・分析---- 12

５．強靭化に向けた施策の推進方針---- 35

６．計画の推進---- 55

（１）施策の重点化---- 55

（２）計画の進捗と見直し---- 56

1．強靭化の基本的な考え方

（1）策定の趣旨

我が国では、度重なる大規模な自然災害による被害と復興を繰り返し、その度に、教訓を踏まえた対策を強化してきました。しかしながら、平成 23（2011）年に発生し、未曾有の大災害となった東日本大震災を経験したことで、国は、平成 25（2013）年に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）を制定するとともに、翌 26（2014）年には「国土強靭化基本計画」を策定。いかなる災害等が発生しようとも人命を守り、経済社会への被害が致命的なものにならずに、かつ迅速に回復できる「強さとしなやかさ」を備えた社会を構築するためには、平時から継続的に対策に取り組むことが必要であることを示しました。

こうした中、本市においても、平成 29 年台風第 21 号や令和元年東日本台風により大きな被害が発生しているとともに、今後 30 年以内には 70%の確率で首都直下地震が予想されているなど、災害に強いまちづくりの推進は急務となっています。

大規模災害時においても市民の生活を最大限守り、地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響や市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減することで、迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」。これらを備え、市民の安全と安心を守るため、「川越市国土強靭化地域計画」を策定します。

（2）本計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条の規定に基づく国土強靭化地域計画であり、国の国土強靭化基本計画及び埼玉県地域強靭化計画との調和のもと、本市市政の基本方針である「川越市総合計画」との調和・整合を図っています。また、本計画は本市における国土強靭化に関して、地域防災計画をはじめとする各分野別個別計画の指針となるものです。

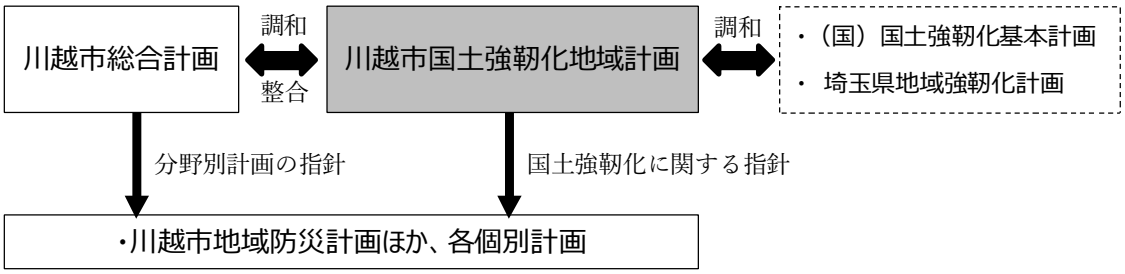

（3）計画期間

本計画は、令和３（2021）年度から令和７（2025）年度までの５年間の計画とします。

なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

（4）基本目標

国土強靭化は、あらゆるリスクを見据えつつ、どのようなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような「強さ」と、仮に被害にあったとしても、迅速に回復することができる「しなやかさ」を併せ持つ、行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていこうとするものです。

そのため、国の国土強靭化基本計画及び埼玉県地域強靭化計画との調和を保ちつつ、いかなる災害等が発生しても、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域の実現に向けて、本計画における基本目標を以下のとおり設定します。

いかなる災害等が発生したとしても、

１．人命の保護が最大限図られること

２．市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること

３．市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

４．迅速な復旧・復興

2．本市の地域特性

（1）地勢

本市は、関東平野の中西部、埼玉県の南西部に位置する面積 109.13 ㎢の中核市です。

市の全域は高低差の少ない平地であり、荒川が市の東部を、入間川が市の西部から北部を経て東部へ巡り、新河岸川が中心市街地を取り囲むように流れています。地形・地盤としては、南部、西部から中央部の武蔵野台地が比較的強固な地盤である関東ローム層で構成されるのに対し、北部や東部を中心とする荒川及び入間川沿いの低地部分は粘土層や泥炭層等の軟弱地盤となっています。

また、市内には荒川水系の一級河川が 10 河川あるほか、天の川等の準用河川が 4 河川、その他普通河川や都市下水路等があります。

■本市の地勢

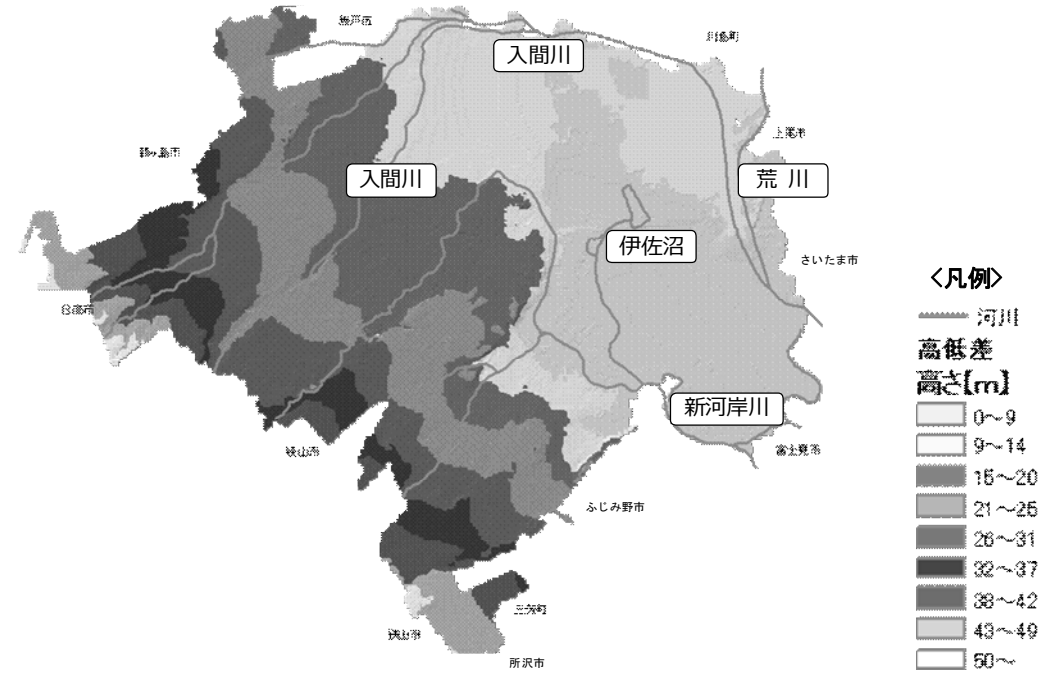

（2）気候

本市は太平洋気候に属し、夏は高温多湿で南からの季節風により蒸し暑く、冬は低温小雨で北から強い季節風が吹き、乾燥します。年間を通じて晴天の日が多く、穏やかな気候となっており、令和元（2019）年の平均気温は 16.1℃、年間降水量は 1,666 ㎜と

なっています。

■年間降水量と平均気温

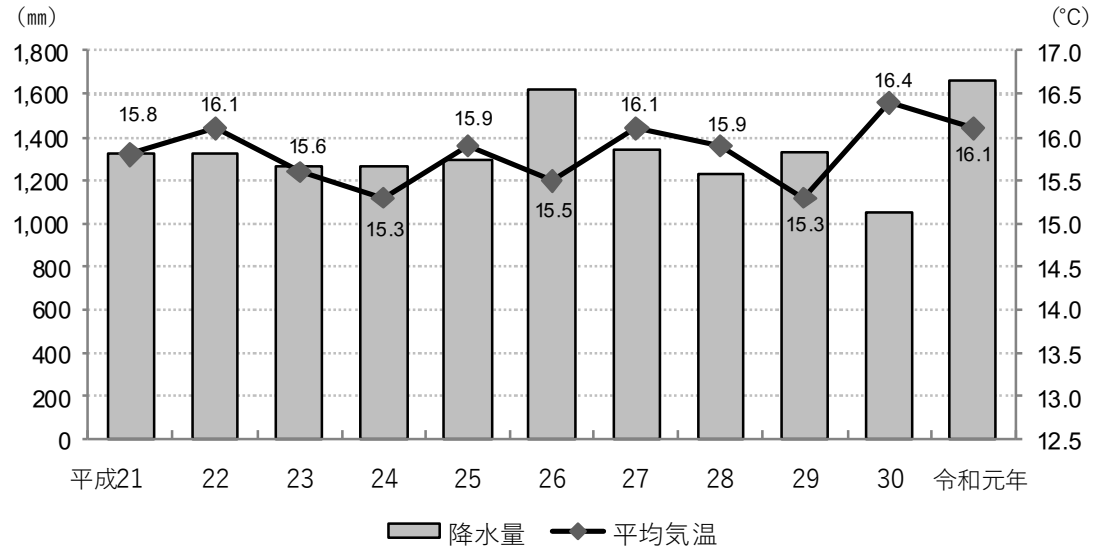

（3）人口

本市の人口及び世帯数は、令和２（2020）年４月１日現在で 353,456 人、160,831 世帯となっています。

その内、災害発生時における要配慮者である高齢者は、65 歳以上が 94,356 人、80 歳以上が 25,623 人、身体や知的、精神障害を抱える方が 15,550 人[1]、外国籍市民が 8,870 人となっています。

その他、乳幼児や妊婦、傷病者など、災害時の避難行動が困難な方については、その特性にあった支援・配慮が求められます。

（4）交通

本市の交通網は、幹線道路、鉄道及び路線バスによって広域的に他都市と結ばれています。

道路網としては、高規格幹線道路である関越自動車道が市域南西部を南北に走るとともに、首都圏中央連絡自動車道が市域の北西部を沿うように通っており、主要幹線道路では、国道 16 号が中心市街地の南側を囲むように東西を通り、国道 254 号が中心市街

[1]令和２年３月 31 日時点の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数。

地の東側を南北に通っています。さらに、主要地方道をはじめとする道路が、中心市街地から放射状に広がっています。

鉄道については、ＪＲ川越線、東武東上線、西武新宿線の３路線により、市内に 11 の鉄道駅を抱えており、その中でも２路線が乗り入れる川越駅については、通勤・通学での利用者に加えて本市を訪れる観光客もあり、１日あたりの乗降客数は約 20 万人となっています。

また、路線バスについては、川越駅や本川越駅を中心に放射状に運行しており、市域をまたいだ路線も多数運行されています。

■公共交通の広域ネットワーク

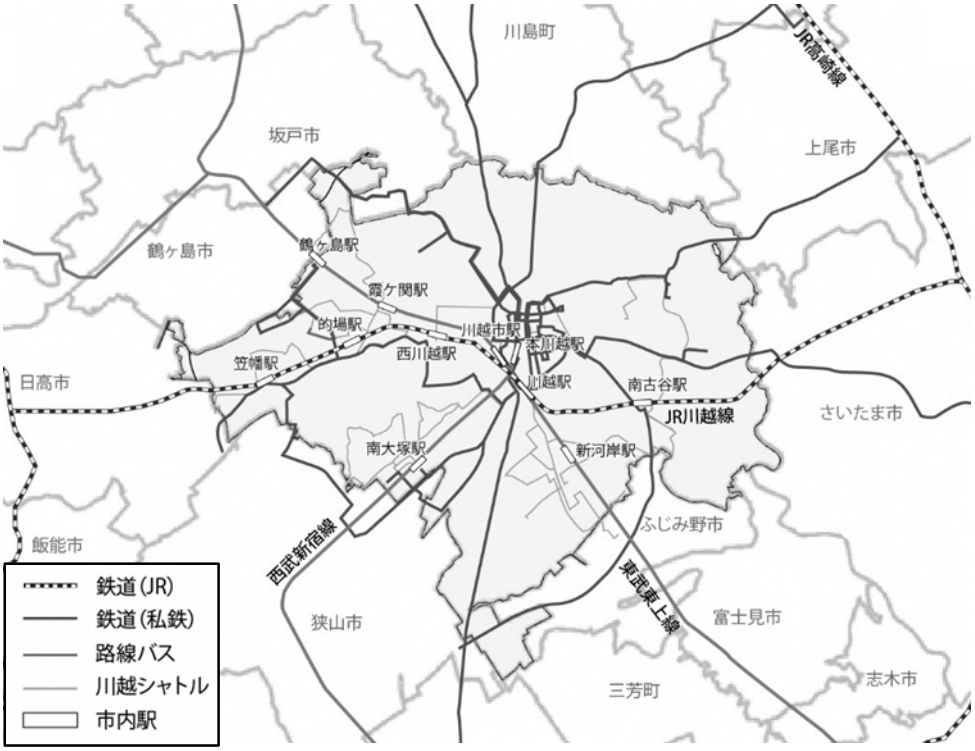

3．想定される大規模自然災害

本計画では、過去に市内で発生した自然災害による被害状況や各種災害に係る発生確率・被害想定、埼玉県地域強靭化計画等を踏まえ、今後、本市に甚大な被害をもたらすと想定される以下の大規模自然災害を対象とします。

大規模自然災害	災害の規模
地震	関東平野北西縁断層帯地震[2] （深谷断層帯・綾瀬川断層による地震）
大雨・豪雨	荒川等の一級河川の堤防決壊
竜巻	国内最大級（Ｆ３クラス[3]）の発生
大雪	平成 26（2014）年の大雪災害

（1）地震

本市では、1923 年の関東大震災以降に大きな地震災害に遭遇しておらず、これまでの国や県の調査でも、本市直下に活断層の存在は報告されていません。ただし、県内では、関東平野北西縁断層帯、立川断層帯、越生断層帯の３つの活断層が確認されています。

県では、平成 25（2013）年度に地震被害想定調査を実施しており、そこでは甚大な影響を及ぼす可能性のある地震として、関東平野北西縁断層帯や立川断層帯の活断層による地震のほか、陸側プレートと海側プレートの境界部分で発生する海溝型地震も含めて５つの地震を想定しています。

この内、海溝型となる東京湾北部地震や茨城県南部地震等の首都直下地震は、30 年以内に 70％の確率で発生すると言われています。

一方、発生確率こそ低いものの、発生した場合は震源の深さが浅いことから、本市においては関東平野北西縁断層帯地震が最も甚大な被害をもたらすことが予想されています。

---

[2]地震調査研究推進本部により、平成 27（2015）年４月からは名称が「深谷断層帯・綾瀬川断層」に変更されました。本計画では、埼玉県の地震被害想定調査との関係性を分かりやすくするため、従前の名称を使用しています。

[3]気象学者の藤田哲也により考案された竜巻の強さの尺度。Ｆ２（約７秒平均で 50～69m/秒）では住家の屋根がはぎとられ、大木が倒れたりねじ切れたりします。さらにＦ３（約５秒平均で 70～92m/秒）では、壁が押し倒されて住家が倒壊するほか、自動車も道から吹き飛ばされるなどの被害が発生します。

■想定地震の断層位置図

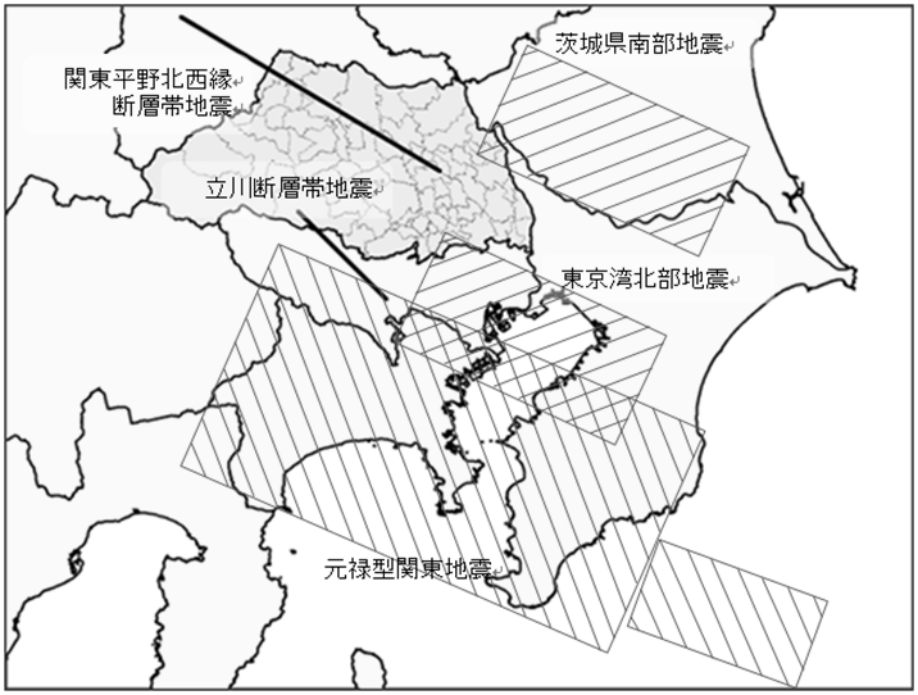

出典)「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成 26（2014）年 3 月、埼玉県

想定地震		マグニチュード	川越市 想定震度	30 年以内の 発生確率
海溝型 地　震	東京湾北部地震	M7.3	6 弱	70%[4]
	茨城県南部地震	M7.3	5 強	
	元禄型関東地震	M8.2	5 強	ほぼ 0 %
活断層型 地　震	関東平野北西縁断層帯地震	M8.1	7	0.008%以下
	立川断層帯地震	M7.4	6 弱	2 %以下

（2）大雨・豪雨

本市域を流れる一級河川等の主要な河川改修はかなり進んでいますが、市街化の進行等に伴って土壌の保水・遊水機能が失われ、豪雨時に処理能力を超える雨水が流れ込むことによる浸水被害が発生しています。

また、近年では平成 29 年台風第 21 号や令和元年東日本台風等の大型台風の上陸に

[4]南関東地域でマグニチュード 7 級の地震が発生する確率。

よって被害が激甚化する傾向が見られており、多くの住宅や事業所、福祉施設に浸水被害が発生した令和元年東日本台風では、本市は国の激甚災害としての指定とともに災害救助法の適用を受けました。

気象庁によれば、我が国における日降水量 200 ㎜以上の大雨の年間発生日数や時間降水量 50 ㎜以上の短時間強雨の発生頻度は増加傾向にあり、今後も水害が頻発・激甚化することが懸念されます。

平成 29 年台風第 21 号による浸水
（寺尾地区）

令和元年東日本台風による浸水
（下小坂地区）

（3）竜巻

本市では直接的な被害はないものの、県内では平成 25（2013）年 9 月に F 2 クラスの竜巻が出現しています。さいたま市や越谷市を中心に、長さ約 19 ㎞、幅 300m にわたって突風をもたらし、僅か 30 分程の間で多数の負傷者や住家の被害が発生しました。

竜巻は発生予測が難しい上に移動速度が速く、短時間で狭い範囲に集中して甚大な被害をもたらす特徴があります。そのため、地震災害と同様に事前の備えが重要となります。

（4）大雪

平成 26（2014）年 2 月に発生した大雪は、本市でも 38 ㎝の積雪を記録するなど、埼玉県の最深積雪を大幅に更新する観測史上最大の積雪となりました。

この大雪の影響により、幹線道路の通行止めや鉄道の運休など、交通機関に大きな影響を及ぼすとともに、多くの農業用施設が被災し、約 101 ヘクタールもの被害面積にわたる農作物被害が発生しました。

平成 26（2014）年 2 月大雪被害
（落雪で屋根が抜けた倉庫）

平成 26（2014）年 2 月大雪被害
（雪の重みによる倒木）

４．脆弱性評価

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価することは、本市における強靭化に関する施策を策定し、効果的・効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスです。

そのため、前章で想定した大規模自然災害に対して、「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定し、本市の脆弱性を評価します。

＜脆弱性評価の流れ＞

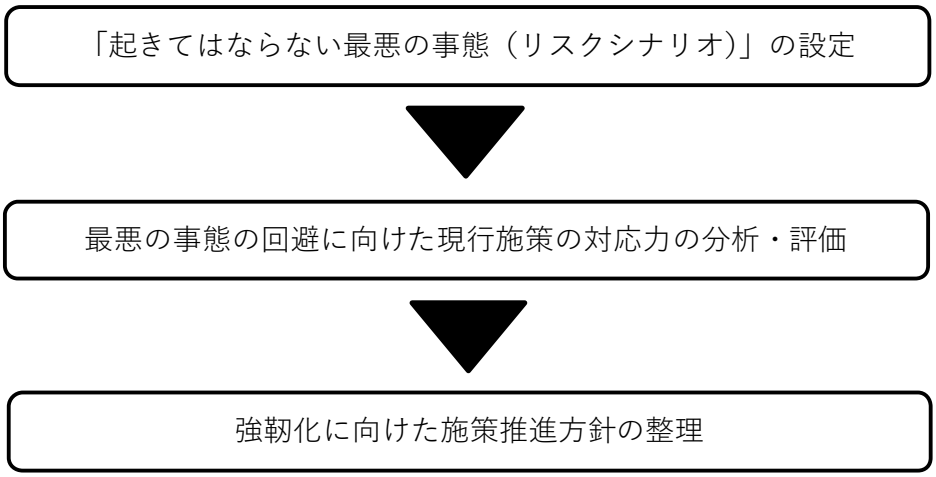

（１）起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本計画では、国の国土強靭化基本計画及び埼玉県地域強靭化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を踏まえ、右頁のとおり８つの「事前に備えるべき目標」と 33 の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定します。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 被害の発生抑制により人命を保護する	1-1 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-2 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態
	1-3 異常気象による河川の氾濫等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-4 大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-5 列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-6 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
2 救助・救急・医療活動により人命を保護する	2-1 救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態
	2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
	2-3 ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態
3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	3-1 沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
	3-2 旅客の輸送が長期間停止する事態
	3-3 物資の輸送が長期間停止する事態
	3-4 防災･災害対応に必要な通信インフラが麻痺･機能停止する事態
	3-5 情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態
4 必要不可欠な行政機能を確保する	4-1 治安の悪化等により、警察需要が大幅に増加する事態
	4-2 市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	5-1 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
	5-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
	5-3 取水停止等により、給水停止が長期化する事態
	5-4 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
	5-5 地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
6 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する	6-1 農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
	6-2 金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態
7 二次災害を発生させない	7-1 消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
	7-2 洪水抑制機能が大幅に低下する事態
	7-3 危険物・有害物質等が流出する事態
8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	8-1 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態
	8-2 市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
	8-4 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
	8-5 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
	8-6 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-7 文化財の崩壊等により有形・無形の文化が衰退・損失する事態

（2）脆弱性の評価・分析

33 の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ)」ごとに、本市が取り組んでいる現行の施策の取組状況や課題について、以下のとおり分析・評価を行いました。

1-1 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態

■火災に強いまちづくりの推進

住宅密集地をはじめとする市街地において、大規模火災のリスクを低減するために防火・準防火地域の指定を検討するほか、延焼遮断や避難経路の確保、狭あい道路の解消等により、防災・減災に向けたまちづくりを推進する必要があります。

■避難路・輸送路確保のための道路整備

火災時の延焼遮断帯の形成や安全な避難路及び緊急輸送道路[5]の確保対策として、計画的な道路整備を推進するとともに、避難路の閉塞を防ぐために狭あい道路の改善に努める必要があります。

■公園の防災等機能の確保

公園は延焼遮断効果や火災時のふく射熱の遮熱効果を持ち、一時的な避難場所としても有効です。災害時に十分な機能を果たせるように、公園施設の適正な管理や長寿命化とともに、防災機能を考慮した公園や施設の整備を進める必要があります。

■生産緑地及び特定生産緑地の指定

生産性の高い農地かつ市街地内の都市空間である生産緑地及び特定生産緑地は防災機能を有する貴重な土地であることから、生産緑地制度の適切な運用を図り、積極的な指定を推進する必要があります。

■消防施設・消防資器材等の整備

各種災害による被害を最小限に抑えるための消防活動や、要救助者の迅速な救助活動を行うため、消防指令センターの高度化を図るとともに、消防車両や消防資器材を計画的に更新・整備する必要があります。

■防火水槽の耐震・長寿命化

火災発生時の消火活動に必要な水利を確保するため、耐震性のある防火水槽を整備す

[5]災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線のこと。高速自動車国道や一般国道のほか、それらを連結する幹線的な道路が該当し、都道府県や市町村等が事前に指定しています。

るとともに、老朽化した防火水槽の耐震化や長寿命化を進める必要があります。

■消防団の充実・体制強化

地域防災の中核である消防団の活動体制を強化するため、消防団員の確保及び資器材等の整備を図る必要があります。

■自主防災組織の育成・強化

被害の拡大を防ぐためには、災害発生時における初期消火や人命救助等の初動が重要であり、自主的かつ組織的な防災活動が大きな役割を果たします。そのため、住民の活動が各地域で効果的に行われるよう、自主防災組織の育成を図り、地域防災力の向上を図る必要があります。

■火災予防指導及び広報

住宅や不特定多数の者が出入りする建物の出火防止を図るため、火災予防のための指導や広報によって、住民や建物関係者の防火意識の向上を図る必要があります。

■住宅用火災警報器の普及及び維持管理

火災による被害を軽減するため、住宅用火災警報器の設置推進を図るとともに、定期点検や交換等の維持管理の促進を図る必要があります。

1-2 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態

■公共施設等の総合的な管理

人口が急増した 1970 年代前半に整備した学校等の公共施設や道路、橋りょう等のインフラ施設といった社会資本の更新時期が一斉に訪れると見込まれることから、総合的かつ長期的な視点を持って、整備・更新、保全・長寿命化、適正配置等を計画的に進める必要があります。

■市有建築物の耐震化

地震災害時における施設利用者の人命を保護するとともに、地域防災拠点や指定緊急避難場所としての機能を確保するため、市有建築物の耐震化を推進する必要があります。

■消防庁舎・消防団車庫の老朽化対策

消防職員が使用する庁舎施設や消防団の活動拠点となる消防団車庫について、施設の

延命化や機能強化を図る必要があります。

■消防施設・消防資器材等の整備（再掲）

各種災害による被害を最小限に抑えるための消防活動や、要救助者の迅速な救助活動を行うため、消防指令センターの高度化を図るとともに、消防車両や消防資器材を計画的に更新・整備する必要があります。

■消防団の充実・体制強化（再掲）

地域防災の中核である消防団の活動体制を強化するため、消防団員の確保及び資器材等の整備を図る必要があります。

■避難路・輸送路確保のための道路整備（再掲）

火災時の延焼遮断帯の形成や安全な避難路及び緊急輸送道路の確保対策として、計画的な道路整備を推進するとともに、避難路の閉塞を防ぐために狭あい道路の改善に努める必要があります。

■避難所等及び避難路沿道建築物の耐震化

地震災害時において避難所等となる施設の耐震化とともに、幹線道路から避難所等へ至るまでの避難路沿道の住宅・建築物の耐震化を促進する必要があります。

■避難場所等の防災機能の確保

大規模災害時に発生する多数の避難者について、指定避難所だけでは対応できない可能性を踏まえ、一定の設備を備えた指定緊急避難場所等において、防災機能の拡充を図る必要があります。

■社会福祉施設の耐震化促進

災害時の避難に時間を要する要配慮者が生活する民間の社会福祉施設に対し、施設の耐震化を促進する必要があります。

■住宅・建築物の耐震化

地震災害時における人命の保護のため、住宅・建築物の耐震化を促進する必要があります。

■危険なブロック塀等の撤去

地震災害時のブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、危険なブロック塀等の

撤去を推進する必要があります。

■家具固定の促進

地震の被害を軽減するため、家具固定器具の取付を促進する必要があります。

■地域防災力の強化

大地震や大雨による災害時には、小中学校が地域の避難所になることから、災害を想定した取組等を地域と連携して行っていく必要があります。

1-3 異常気象による河川の氾濫等により、多数の死者・負傷者が発生する事態

■災害リスクを踏まえたまちづくりの推進

都市のコンパクト化と強靭化を併せた安全かつ持続的なまちづくりを進めるため、立地適正化計画において災害リスクを踏まえた防災まちづくりの指針を策定するとともに、浸水ハザードエリアの土地利用のあり方について複合的な視点から検討する必要があります。

■準用河川及び普通河川改修事業の推進

浸水被害の解消及び生活環境の向上を図るため、準用河川及び普通河川の整備を進める必要があります。

■排水機場・排水ポンプ場の長寿命化・耐震化対策

排水機場等がその効果を確実に発揮するよう、災害に対する安全性を維持するための修繕を実施するとともに、長寿命化計画の策定等を通じた予防保全手法への移行により、計画的に施設の維持管理、長寿命化及び更新を図る必要があります。

■ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進

管きょ、雨水貯留施設、雨水ポンプ場等の浸水対策施設の整備、改築を推進するとともに、ハザードマップの更新をはじめとしたソフト対策を推進する必要があります。

■道路冠水対策の推進

アンダーパスなど冠水が想定される箇所の状況について、よりリアルタイムに近い水準で監視することが求められるとともに、ハザードマップ等による冠水危険箇所の周知が必要です。

■マンホール浮上防止対策

地震による液状化や豪雨時の内圧変化によってマンホールの浮き上がりが生じた場合、道路交通や下水の排水機能に障害をきたすことから、マンホールの浮上防止対策を推進する必要があります。

■適切な避難行動の周知啓発

住民一人ひとりが、地域における水害リスクを把握するとともに、適切な避難行動がとれるよう、周知・啓発を行う必要があります。

■要配慮者利用施設の避難確保計画作成等の促進

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を促進する必要があります。

■消防施設・消防資器材等の整備（再掲）

各種災害による被害を最小限に抑えるための消防活動や、要救助者の迅速な救助活動を行うため、消防指令センターの高度化を図るとともに、消防車両や消防資器材を計画的に更新・整備する必要があります。

■消防団の充実・体制強化（再掲）

地域防災の中核である消防団の活動体制を強化するため、消防団員の確保及び資器材等の整備を図る必要があります。

■地域防災力の強化（再掲）

大地震や大雨による災害時には、小中学校が地域の避難所になることから、災害を想定した取組等を地域と連携して行っていく必要があります。

1-4 大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態

■土砂災害の警戒避難体制の整備

土砂災害（特別）警戒区域の住民に対し、ハザードマップを配布して啓発に努めるとともに、土砂災害を想定した防災訓練を実施する必要があります。

■消防施設・消防資器材等の整備（再掲）

各種災害による被害を最小限に抑えるための消防活動や、要救助者の迅速な救助活動

を行うため、消防指令センターの高度化を図るとともに、消防車両や消防資器材を計画的に更新・整備する必要があります。

■消防団の充実・体制強化（再掲）

地域防災の中核である消防団の活動体制を強化するため、消防団員の確保及び資器材等の整備を図る必要があります。

1-5 列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態

■消防施設・消防資器材等の整備（再掲）

各種災害による被害を最小限に抑えるための消防活動や、要救助者の迅速な救助活動を行うため、消防指令センターの高度化を図るとともに、消防車両や消防資器材を計画的に更新・整備する必要があります。

1-6 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態

■情報伝達体制の拡充

災害実態の早期把握及び避難所開設の判断等に活用するため、川越市や他関係機関との迅速で効率的な情報連絡体制を構築する必要があります。

■町名地番整理の推進

災害発生場所の特定の遅れなどを防止するため、町名や地番が入り組んだ地域の混乱を解消する町名地番整理を推進する必要があります。

■主要幹線道路の整備

大規模災害時における緊急対応の遅れを防ぐため、幹線道路のネットワークを構築する必要があります。

■119 番通報の通報手段、受信手段の拡充

音声言語発信が困難な方や、外国人からの多言語による通報等に対応するため、119 番通報の通報手段や受信手段の拡充を図る必要があります。

■消防通信体制の強化

いかなる時でも災害情報及び消防部隊運用情報等を正確に把握するため、消防救急デジタル無線設備及び署活系無線機[6]等を計画的に更新整備する必要があります。

■消防施設・消防資器材等の整備（再掲）

各種災害による被害を最小限に抑えるための消防活動や、要救助者の迅速な救助活動を行うため、消防指令センターの高度化を図るとともに、消防車両や消防資器材を計画的に更新・整備する必要があります。

■避難行動要支援者対策

災害時に自ら避難することが困難な要介護の高齢者や障害者等について、円滑かつ迅速に避難することができるように、避難行動要支援者の支援体制を整備する必要があります。

■防災教育の推進

子どもを通じて、その親世代の防災意識の向上を図るため、学校において、家庭や地域と連携した防災教育の取組を継続的に進めるとともに、自主的な取組の拡大に努める必要があります。

2-1 救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態

■広域受援体制の整備と関係機関との連携強化

本市の消防力を超える大規模災害時において、緊急消防援助隊[7]や消防相互応援協定に基づく応援を円滑に受けることができる受援体制等の整備を図るとともに、他の消防本部や関係機関との合同訓練等の実施により、連携、協力体制を強化する必要があります。

■消防活動拠点の整備

川越地区消防組合の活動部隊のみでは対応しきれない程の甚大な災害が発生した際に備え、緊急消防援助隊を受援して、活動するための拠点を整備する必要があります。

[6]各消防署で部隊活動用などに使用する携帯無線機。

[7]全国の消防機関によって編成された部隊であり、被災地の消防力だけでは対応困難な大規模災害が発生した際、被災地の首長からの要請等に基づいて派遣されます。

■高度救命処置用資機材の更新整備

大規模災害時に重症傷病者へ適切な応急処置を行うためには、救急車に積載する高度救命処置用資機材を整備する必要があります。

■消防団の充実・体制強化（再掲）

地域防災の中核である消防団の活動体制を強化するため、消防団員の確保及び資器材等の整備を図る必要があります。

■応急手当の普及啓発の更なる推進

大規模災害時には、負傷者数に対して消防力が不足するため、市民に対する応急手当の普及啓発を推進する必要があります。

2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態

■災害時医療体制の確保

災害が発生した際、医療機関の被災やライフラインの被災により、医療機能の低下が想定されるため、災害時医療体制を整備する必要があります。

■防災医療システムの更なる強化

市対策本部、医療救護所、防災関係機関は、医療情報を迅速に収集、伝達、共有できるよう情報ネットワークを構築して平時から連携を強化する必要があります。そのため、必要な各種情報を集約・提供可能な広域災害救急医療情報システム（EMIS）[8]の更なる活用を進める必要があります。

■医薬品等の確保

医療救護班で使用する医薬品の確保のため、川越市医師会と「災害用医薬品等の備蓄管理に関する協定」を締結していますが、十分とはいえない状況です。更なる医薬品等の確保対策について、医師会、薬剤師会等と連携・協議していく必要があります。

■自主救護体制の整備

自主的な救護体制が実施できるよう、止血、人工呼吸、AED[9]使用等の応急救護訓練

[8]Emergency Medical Information System の略。厚生労働省が運営し、医療機関の受入れ可否の照会や病院の被災状況等が確認できるシステム。

[9]自動体外式除細動器（Automated External Defibrillator の略）。心臓がけいれんして血液を流すポンプ機能を失った状態となった際に、電気ショックを与えることで正常な状態へと戻す医療機器。

を通じて応急救護能力を強化する必要があります。また、市役所等の公共施設等における AED 設置について、増設を図る必要があります。

2-3 ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態

■水道施設の耐震・耐水化

大規模災害時の断水被害等を低減させるため、水道施設の耐震化及び耐水化を推進する必要があります。

■水道事業 BCP[10]の定期的な見直し

災害対応を速やかに実施するため、水道事業 BCP の定期的な見直しを推進する必要があります。

■取水施設の適切な維持管理

大規模災害時に、自己水[11]を活用するため、取水施設を適切に維持管理する必要があります。

■下水道施設の耐震化、長寿命化、耐水化及び下水道 BCP の拡充

下水道施設の耐震化、液状化対策及びストックマネジメント計画に基づく長寿命化対策に加え、雨天時浸入水対策や耐水化対策を着実に推進するとともに、下水道 BCP の拡充を推進する必要があります。

■予防接種の推進

災害発生時における、外傷等に伴う感染症の発生及びまんえん等を防止するため、平時から予防接種法に基づく予防接種を推進する必要があります。

■仮設トイレ等の確保

大規模災害時には、上下水道等のライフラインが停止してトイレが使用できなくなるおそれがあることから、仮設トイレ等の備蓄等の対策を図る必要があります。

---

[10]事業継続計画（Business Continuity Plan の略）。大災害等の緊急事態に遭遇した場合を想定し、応急業務や優先度の高い業務を特定し、その業務継続のための手続きや指揮命令系統を事前に整理することで、適切に業務が執行できるようにするための計画。

[11]水道供給において、他の水道事業者等から購入することなく、自ら調達する水のことで、水利権（河川の水を利用する権利）を持っている河川の水や、水道事業者の所有地からくみ上げた地下水が該当します。なお、本市における自己水はすべて地下水となります。

3-1 沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態

■災害に強い鉄道駅周辺整備の推進

大規模災害時に、延焼遮断帯、一時的な避難及び活動する場所になり得る空間を確保するため、駅周辺の都市施設等の耐火・耐震化を推進するとともに、都市計画道路・補助幹線道路等の交通ネットワークを構築・確保し、災害に強い都市基盤を整備する必要があります。

■緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

地震災害時における緊急輸送道路の機能確保のため、沿道建築物の倒壊による道路の閉塞を防止する必要があります。

■無電柱化等の推進

地震発災後の生命の危機に関わる物資の供給や救援活動において、電柱倒壊による道路閉塞を予防し、緊急車両が支障なく通行することができるように、緊急輸送道路等の無電柱化等を推進する必要があります。

■陸上輸送ルート確保の強化

輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、無電柱化、発災時においても円滑な通行確保に寄与する交差点改良、交通施設等の耐震化等を着実に進める必要があります。

■都市計画道路の整備

火災の延焼防止や災害時の消防活動等を安全かつ円滑に実施する交通空間の確保を図るため、都市計画道路の整備を推進する必要があります。

■狭あい道路敷地寄附の普及・啓発

大規模災害時の道路閉塞等を回避すべく、幅員４ｍ未満の道路改善に向けて普及・啓発活動を行うとともに、安心安全な道路空間の確保を行う必要があります。

■道路施設の長寿命化

大規模災害時に緊急輸送機能の軸となる幹線道路（市道）及び避難経路等となる生活道路（市道）において、道路施設（橋りょう、トンネル、照明灯、標識等）の補修や改修を計画的に進める必要があります。

■道路冠水対策の推進（再掲）

アンダーパスなど冠水が想定される箇所の状況について、よりリアルタイムに近い水準で監視することが求められるとともに、ハザードマップ等による冠水危険箇所の周知が必要です。

3-2 旅客の輸送が長期間停止する事態

■帰宅困難者対策の強化

大規模災害の発生時に、交通機関の停止等により、通勤・通学者や観光客の一部が帰宅困難になることが予想されるため、一時的な滞在施設の確保など帰宅困難者対策の強化が必要です。

■観光客への対応

大規模災害時において、外国人を含む多くの観光客の混乱を防ぐため、適切な避難誘導の実施とともに情報伝達手段の整備を進める必要があります。

■公共交通の維持・確保

大規模災害時における市民の足を確保するため、平時から公共交通の維持、確保に取り組むとともに、災害時の運行の確保に向けた取組が必要です。

3-3 物資の輸送が長期間停止する事態

■道路啓開[12]体制の整備

大規模災害時における緊急輸送道路の障害物を除去し、車両等が円滑に通行できるようにするため、関係機関や建設業協会等と道路啓開作業に関する協力体制を整備する必要があります。

■都市計画道路の整備（再掲）

火災の延焼防止や災害時の消防活動等を安全かつ円滑に実施する交通空間の確保を図るため、都市計画道路の整備を推進する必要があります。

[12]道路啓開とは、災害時における緊急車両等の通行のために、最低限のがれき処理や段差修正等を行い、早急に救援ルートを確保することです。

■広域幹線（市道）整備

都市間や高速道路へのアクセス機能を高め、震災時における道路ネットワークを確保するため、広域幹線道路の延伸や拡幅計画を、川越市広域幹線道路網構想に基づき推進する必要があります。

■物資拠点の整備

物資の集積場及び中継基地となる物資拠点について、非常時に十分な機能を発揮できるように適正な管理を行うとともに、機能拡充に努める必要があります。

■臨時場外離着陸場の整備

大規模災害時における物資等の緊急輸送や迅速な救助活動を行うため、臨時場外離着陸場を整備する必要があります。

3-4 防災･災害対応に必要な通信インフラが麻痺･機能停止する事態

■非常通信手段の確保

大規模災害時には通信インフラが麻痺・機能停止するおそれがあるため、防災中枢拠点と地域防災拠点、指定避難所等に非常通信手段を整備する必要があります。

■多様な情報伝達手段の確保

災害時情報や避難情報等をすべての市民に確実に伝達できるように、多様な情報伝達手段を確保し、平時から運用する必要があります。

■情報通信機能等の耐障害性の強化

大規模災害時における行政機能の維持に必要となる市庁舎間の情報通信機能について、耐障害性の強化を図るとともに、情報システムの機能確保に向けて、「自治体クラウド」[13]の導入等を検討する必要があります。

■119 番通報の通報手段、受信手段の拡充（再掲）

音声言語発信が困難な方や、外国人からの多言語による通報等に対応するため、119番通報の通報手段や受信手段の拡充を図る必要があります。

[13]地方公共団体が情報システムを庁舎内で保有・管理するのではなく、外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようにする取組。

■消防通信体制の強化（再掲）

いかなる時でも災害情報及び消防部隊運用情報等を正確に把握するため、消防救急デジタル無線設備及び署活系無線機等を計画的に更新整備する必要があります。

3-5 情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態

■多様な情報伝達手段の確保（再掲）

災害時情報や避難情報等をすべての市民に確実に伝達できるように、多様な情報伝達手段を確保し、平時から運用する必要があります。

■メール配信サービス「すぐメール」の運用

学校では、「川越市すぐメール」に登録している保護者等に対して、災害・犯罪・不審者等の情報を電子メールにより配信しています。大規模災害時に備え、全登録者に向けた配信試験の実施、各学校の運用状況の定期的な確認等により、システムの安定的な運用に努める必要があります。

4-1 治安の悪化等により、警察需要が大幅に増加する事態

■総合的な防犯対策の推進

大規模災害時には、空き巣や避難所での窃盗、暴行・傷害行為等が発生するなど、被災地全体の治安が悪化する可能性があるため、平常時から警察や防犯協会等の関係機関と連携強化を図るとともに、地域の自主防犯活動団体の活動に対する支援等を積極的に推進する必要があります。

4-2 市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態

■業務継続体制の強化

市役所自体が被災し、業務の遂行に制約が伴う状況下にあっても、災害応急業務や優先度の高い通常業務（非常時優先業務）を発災直後から適切に実施できるように、あらかじめ体制を整えておく必要があります。

■受援体制の整備

被災により本市自体の行政機能が低下する状況下において、短期間での膨大な災害応急業務に対応する事態に備え、受援体制の整備をする必要があります。

5-1 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態

■災害備蓄品・備蓄倉庫等の備蓄推進

大規模災害時には、市場・流通の混乱、物資の入手難が予想されため、食料や飲料水、生活必需品等を確保するとともに、災害備蓄庫及び備蓄品保管室を計画的に整備する必要があります。

■物資拠点の整備（再掲）

物資の集積場及び中継基地となる物資拠点について、非常時に十分な機能を発揮できるように適正な管理を行うとともに、機能拡充に努める必要があります。

■協定締結の促進

食料や飲料水、生活必需品等の物資について、民間事業者との調達協定の締結等により、円滑に確保できる体制を整備する必要があります。

5-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態

■民間事業者との連携による燃料の確保

応急対策業務で必要となる燃料の確保について、市内石油販売事業者の協力が得られる体制を確立しておく必要があります。

■社会福祉施設における非常用自家発電設備の整備促進

高齢者や障害者等が入所する社会福祉施設において、災害時における入所者等の安全を確保するため、非常用自家発電設備の整備を促進する必要があります。

■再生可能エネルギーの導入拡大

エネルギー供給源の多様化や電力供給が途絶えた場合への対応として、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する必要があります。

5-3 取水停止等により、給水停止が長期化する事態

■水道事業 BCP の定期的な見直し（再掲）

災害対応を速やかに実施するため、水道事業 BCP の定期的な見直しを推進する必要があります。

■取水施設の適切な維持管理（再掲）

大規模災害時に、自己水を活用するため、取水施設を適切に維持管理する必要があります。

■水道施設の耐震・耐水化（再掲）

大規模災害時の断水被害等を低減させるため、水道施設の耐震化及び耐水化を推進する必要があります。

■災害用給水井戸の整備

大規模災害時における上水道施設被害等によって上水道の供給が停止した場合に備え、飲料水等の確保のために災害用給水井戸を整備する必要があります。

■応急給水体制の整備

給水車や給水袋等について、地震災害等に備えて配備した既存の資器材の活用を図りつつ、策定済みの応急給水マニュアルや給水体制について、必要に応じて更新することが必要です。

5-4 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態

■下水道施設の耐震化、長寿命化、耐水化及び下水道 BCP の拡充（再掲）

下水道施設の耐震化、液状化対策及びストックマネジメント計画に基づく長寿命化対策に加え、雨天時浸入水対策や耐水化対策を着実に推進するとともに、下水道 BCP の拡充を推進する必要があります。

■下水道汚水整備事業の推進

大規模災害時においても、市民に衛生的な環境を提供するため、耐震化等の対策を行いながら更なる汚水事業の推進を図る必要があります。併せて、事業効率が高い区域を中心に汚水事業を推進していく必要があります。

■し尿処理体制の整備

関係機関と連携し、大規模災害時におけるし尿を処理するための体制を整備する必要があります。

■浄化槽設置整備事業の推進

生活雑排水を処理できない単独処理浄化槽等から、生活排水をすべて処理でき、災害に強い合併処理浄化槽への転換を進めることが必要です。

■農業集落排水に係る代替処理

汚水処理が長期間停止等となった場合、汚水の滞留により、周辺環境を汚染させてしまう事態が懸念されるため、代替処理手段の確保が必要です。

5-5 地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態

■避難所運営体制の整備

避難所における生活が長期化する場合は、自主防災組織等を中心とした避難所運営委員会を設置し、自主的な避難所運営ができるよう、体制を整備する必要があります。

■避難所機能の確保・強化

大規模災害時に多くの避難者が発生した場合に備え、避難所の収容能力の拡大を図るとともに、避難所生活に配慮が必要な障害者や高齢者のための福祉避難所の確保が必要です。

■避難所の環境整備

災害時の避難所となる学校施設等において、避難時の生活環境を良好に保つための整備が必要です。

■避難所における衛生環境の保持

避難所における衛生環境を保持するため、衛生用品や仮設トイレ等の資器材を整備するとともに、手指衛生の徹底や発熱者等専用スペースの確保など、感染症対策を踏まえた避難所運営を行う必要があります。

■防災学習の充実

避難所運営を含む地域の防災力の向上に向けて、防災学習や防災マップ作製等に取

り組んでいく必要があります。

■避難所におけるペットの適切な衛生環境の確保

避難所において、健康管理が十分に施されていないペットによる共通感染症等の発生や糞尿の蓄積等による衛生環境の悪化等が生じるおそれがあるため、飼い主に対する普及啓発が必要です。

6-1 農業・産業の生産力が大幅に低下する事態

■農業基盤の整備

農業に係る生産基盤については、災害時等においてもその機能を維持・継続するため、改修、整備を推進する必要があります。

■強い農業・担い手づくり

大規模災害発生後、農業者等の経営が不安定になることが懸念されていることから、関係機関との連携を深め、市の状況にあわせた政策を検討する必要があります。

■事業者 BCP 策定の促進

事業継続力強化の取組として、川越商工会議所と連携して事業者 BCP の策定を推進する必要があります。

6-2 金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態

■中小企業等への支援

中小企業等が、災害発生等により、経営の安定に支障をきたし、地元経済や市民生活に影響を及ぼすおそれがあることから、市制度融資等により被災した中小企業等の経済活動の維持を支援する必要があります。

7-1 消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態

■火災に強いまちづくりの推進（再掲）

住宅密集地をはじめとする市街地において、大規模火災のリスクを低減するために防

火・準防火地域の指定を検討するほか、延焼遮断や避難経路の確保、狭あい道路の解消等により、防災・減災に向けたまちづくりを推進する必要があります。

■災害に強い鉄道駅周辺整備の推進（再掲）

大規模災害時に、延焼遮断帯、一時的な避難及び活動する場所になり得る空間を確保するため、駅周辺の都市施設等の耐火・耐震化を推進するとともに、都市計画道路・補助幹線道路等の交通ネットワークを構築・確保し、災害に強い都市基盤を整備する必要があります。

■生産緑地及び特定生産緑地の指定（再掲）

生産性の高い農地かつ市街地内の都市空間である生産緑地及び特定生産緑地は防災機能を有する貴重な土地であることから、生産緑地制度の適切な運用を図り、積極的な指定を推進する必要があります。

■公園の防災等機能の確保（再掲）

公園は延焼遮断効果や火災時のふく射熱の遮熱効果を持ち、一時的な避難場所としても有効です。災害時に十分な機能を果たせるように、公園施設の適正な管理や長寿命化とともに、防災機能を考慮した公園や施設の整備を進める必要があります。

■広域受援体制の整備と関係機関との連携強化（再掲）

本市の消防力を超える大規模災害時において、緊急消防援助隊や消防相互応援協定に基づく応援を円滑に受けることができる受援体制等の整備を図るとともに、他の消防本部や関係機関との合同訓練等の実施により、連携、協力体制を強化する必要があります。

■消防団の充実・体制強化（再掲）

地域防災の中核である消防団の活動体制を強化するため、消防団員の確保及び資器材等の整備を図る必要があります。

■防火水槽の耐震・長寿命化（再掲）

火災発生時の消火活動に必要な水利を確保するため、耐震性のある防火水槽を整備するとともに、老朽化した防火水槽の耐震化や長寿命化を進める必要があります。

7-2 洪水抑制機能が大幅に低下する事態

■災害リスクを踏まえたまちづくりの推進（再掲）

都市のコンパクト化と強靭化を併せた安全かつ持続的なまちづくりを進めるため、立地適正化計画において災害リスクを踏まえた防災まちづくりの指針を策定するとともに、浸水ハザードエリアの土地利用のあり方について複合的な視点から検討する必要があります。

■仮称森林公園整備事業の推進

市南部に位置する一団の樹林地を保全し、治水機能を保持する必要があります。

■ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進（再掲）

管きょ、雨水貯留施設、雨水ポンプ場等の浸水対策施設の整備、改築を推進するとともに、ハザードマップの更新をはじめとしたソフト対策を推進する必要があります。

7-3 危険物・有害物質等が流出する事態

■毒物劇物の流出防止対策

毒劇物販売業及び業務上取扱者の立入監視等により漏洩防止措置等の指導を行い、地震防災応急体制の確立を促進する必要があります。併せて、化学物質等を使用している施設の耐震化等、有害物質が流出しない対策を講ずるよう促す必要があります。

■有害物質等の適正管理

事業者からの化学物質排出状況等を把握し、公表することにより、化学物質の適正管理を促進する必要があります。

■環境測定体制の強化

大規模災害時において、大気・水質・土壌へ漏洩した化学物質等を速やかに測定できる体制を構築する必要があります。

■有害物質等に係る情報伝達システムの構築

大規模災害時において、化学物質等が流出した際に、関係機関や市民へ速やかに情報伝達できるシステムを構築する必要があります。

■石綿飛散防止対策

震災発生時の倒壊建屋等から生じる石綿の露出による飛散を未然に防止する必要があります。

8-1 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態

■災害廃棄物処理体制の充実強化

災害廃棄物を円滑に処理するため、災害廃棄物処理計画に基づき、災害時でも速やかにごみを処理するための体制を整えていますが、計画の更新、災害に強靭なごみ焼却施設の整備等により、引き続き処理体制の充実を図る必要があります。

■災害廃棄物処理等に係る協力体制の充実強化

大規模災害が発生した場合、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定されるため、災害廃棄物処理等に係る協力体制の強化を図る必要があります。

■災害廃棄物仮置場整備の推進

災害廃棄物仮置場は、発生した災害の規模に応じて直ちに設ける必要があり、また、近年、その規模も拡大する傾向にあります。これらに対応するため、適切な事前措置が必要です。

■廃棄物処理施設の災害対応力の向上

洪水ハザードマップ上の浸水想定区域内にある廃棄物処理場について、大規模災害時の被害を最小限に止める必要があります。

8-2 市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

■復興まちづくりの事前準備

平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、また早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、復興に資するソフト的対策の事前準備を検討する必要があります。

■災害に強い鉄道駅周辺整備の推進（再掲）

大規模災害時に、延焼遮断帯、一時的な避難及び活動する場所になり得る空間を確保

するため、駅周辺の都市施設等の耐火・耐震化を推進するとともに、都市計画道路・補助幹線道路等の交通ネットワークを構築・確保し、災害に強い都市基盤を整備する必要があります。

■道路ネットワークの確保

生命に関わる物資の供給や救援活動を行う緊急車両の通行を確保するため、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の橋りょうの耐震化や無電柱化等を推進する必要があります。また、緊急輸送道路等に繋がる幹線道路（市道）、避難経路等となる生活道路（市道）の整備についても、災害に備えた整備を進め、道路ネットワークの確保を図る必要があります。

■橋りょうの耐震化

震災時における道路ネットワーク確保のため、緊急輸送道路の橋りょうについて、重点的に耐震補強を実施する必要があります。また、落橋による二次的災害の防止のため、跨道橋・跨線橋についても重点的に耐震補強を実施する必要があります。

■橋りょう点検・修繕

橋りょう及び歩道橋等について、定期的に点検を実施するとともに、適切な修繕による長寿命化を図る必要があります。

8-3 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態

■地籍調査の推進

地籍調査により土地の境界を明確にしておくことが災害後の円滑な復旧・復興に繋がるため、更なる調査の推進が必要です。

■空き家の適切な管理

災害発生後、管理不全空き家や所有者不明空き家等が取り残されることにより、被災地一帯の再生事業等の妨げにならないよう、所有者等に管理されていない空き家については、適切な管理がなされるように、空き家対策事業を推進していく必要があります。

8-4　耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態

■農業基盤の整備（再掲）

農業に係る生産基盤については、災害時等においてもその機能を維持・継続するため、改修、整備を推進する必要があります。

■強い農業・担い手づくり（再掲）

大規模災害発生後、農業者等の経営が不安定になることが懸念されていることから、関係機関との連携を深め、市の状況にあわせた政策を検討する必要があります。

8-5　広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態

■災害リスクを踏まえたまちづくりの推進（再掲）

都市のコンパクト化と強靭化を併せた安全かつ持続的なまちづくりを進めるため、立地適正化計画において災害リスクを踏まえた防災まちづくりの指針を策定するとともに、浸水ハザードエリアの土地利用のあり方について複合的な視点から検討する必要があります。

■水道施設の耐水化

大規模災害時の断水被害等を低減させるため、水道施設の耐水化を推進する必要があります。

■ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進（再掲）

管きょ、雨水貯留施設、雨水ポンプ場等の浸水対策施設の整備、改築を推進するとともに、ハザードマップの更新をはじめとしたソフト対策を推進する必要があります。

8-6　復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

■復旧工事に係る建設業協会との連携強化

川越市建設業協会と「災害時における応急復旧業務に関する協定」を締結して協力体制を構築しており、災害時に速やかな対応がとれるよう、総合防災訓練等を通じて連携を強化していく必要があります。

■災害ボランティアの受入れ体制等の強化

災害時におけるボランティアの受入れやボランティア活動の調整等を迅速かつ円滑に行うため、人材育成や運営体制の強化が必要です。

8-7　文化財の崩壊等により有形・無形の文化が衰退・損失する事態

■文化財建造物等の防災対策

郷土愛をもたらし、貴重な観光資源でもある指定・登録有形文化財建造物等は、古い建物であるが故に防火性や耐震性が十分でなく、大規模災害時に滅失・損壊をもたらす可能性があります。そのため、建物の計画的な修理や防災設備の充実を促進するとともに、所有者・管理者の防災に関する意識の向上を図る必要があります。

5．強靭化に向けた施策の推進方針

脆弱性の評価・分析を踏まえて、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するため、取組に必要な施策分野を以下の 16 分野として整理し、推進方針として整理します。

なお、各分野の推進方針には相互に関連する事項があるため、施策の推進に当たっては適切な役割分担の下、各部局等が連携して取り組むことで実効性・効率性の確保に努めます。

強靭化に向けて取り組む 16 分野		
1 行政機能（消防含む）	7 産業	13 土地利用
2 住宅・都市	8 交通	14 環境
3 保健医療	9 農業	15 地域づくり/ リスクコミュニケーション
4 福祉	10 国土保全	
5 エネルギー	11 ライフライン	16 老朽化対策
6 情報通信	12 教育	

1．行政機能（消防含む）

◎消防・救急資器材等の整備

（リスクシナリオ 1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6、2-1）

大規模災害等に際して、住民の生命や財産を守るための迅速かつ円滑な消防・救急活動ができるよう、各種資器材や特殊車両等を適正に整備・管理するとともに、計画的に高機能資器材等へ更新することで消防力を強化します。

◎川越地区消防局・川越北消防署新庁舎建設

（リスクシナリオ 1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6、2-1、3-3）

新消防庁舎を建設し、ライフライン途絶時も最低 1 週間は情報通信等が行える自家発電機設備を設置するとともに、総合訓練場や臨時場外離着陸場等を整備することで、緊急消防援助隊を受援し、活動拠点を形成できるスペースを確保します。併せて、消防指令センターの更なる高度化を検討し、施設や機器等を計画的に更新整備します。

◎消防団の充実・体制強化（リスクシナリオ 1-1、1-2、1-3、1-4、2-1、7-1）

消防団の団員確保及び資器材・消防車両等の整備を図り、消防団員が活動しやすい環境整備を行います。

◎**防火水槽の整備**（リスクシナリオ 1-1、7-1）

火災発生時の消火活動に必要な水利を確保するため、耐震性のある防火水槽を整備するとともに、老朽化した防火水槽の耐震化や長寿命化の対策工事を実施します。

◎**情報伝達体制の拡充**（リスクシナリオ 1-6）

川越市や他関係機関との情報連絡体制の更なる迅速化及び効率化を進めます。

◎**受援体制の整備**（リスクシナリオ 2-1、4-2、7-1）

大規模災害時において外部からの応援を迅速かつ的確に受け入れるための受援計画を策定します。

◎**関係機関との連携強化**（リスクシナリオ 2-1、7-1）

大規模な地震や風水害等の発生時は、当消防局の消防力だけでは対応が困難となり、広域的な支援が必要になると予想されることから、緊急消防援助隊や消防相互応援協定に基づく応援を円滑に受けることができる受援体制等の整備を図るため、他の消防本部や関係機関との合同訓練等の実施により、連携、協力体制を強化します。

◎**災害ボランティアの受入れ体制等の強化**（リスクシナリオ 8-6）

災害時におけるボランティアの受入れやボランティア活動の調整等を迅速かつ円滑に行うため、川越市社会福祉協議会を中心に、人材育成や運営体制の強化を図ります。

◎**業務継続体制の強化**（リスクシナリオ 4-2）

川越市業務継続計画を踏まえた対策や、各部署の対応マニュアルを定期的に見直し、業務継続体制の強化を推進します。

◎**災害備蓄品の備蓄推進**（リスクシナリオ 5-1）

食料や飲料水、生活必需品等の災害備蓄品の整備・充実を図ります。

◎**災害備蓄庫等の整備**（リスクシナリオ 5-1）

災害備蓄庫については、地域の被害想定状況等を考慮し、計画的な整備を図るとともに、備蓄品保管室については、できるだけ校舎１階に配置できるように努めます。

◎**協定締結の促進**（リスクシナリオ 5-1）

食料や飲料水、生活必需品等の物資について、民間事業者との調達協定の締結等により、円滑に確保できる体制を整備します。

◎復旧工事に係る建設業協会との連携強化（リスクシナリオ 8-6）

川越市建設業協会と「災害時における応急復旧業務に関する協定」を締結して協力体制を構築しており、災害時に速やかな対応がとれるよう、総合防災訓練等を通じて連携を強化していきます。

◎避難所機能の確保・強化（リスクシナリオ 5-5）

大規模災害時に多くの避難者が発生した場合に対応するため、災害の状況に応じて指定避難所以外所の公共施設の活用を図るとともに、民間施設の避難所利用についても検討します。また、社会福祉施設との協定により、更なる福祉避難所の確保を図ります。

◎避難所における衛生環境の保持（リスクシナリオ 5-5）

避難所における衛生環境を保持するため、衛生用品や仮設トイレ等の資器材を整備します。また、手指衛生の徹底や発熱者等専用スペースの確保など、感染症対策を踏まえた避難所運営に努めるとともに、定期的な運営訓練により実効性を高めます。

◎市有建築物の耐震化（リスクシナリオ 1-2）

一定規模以上の多数の者が利用する市有建築物については、耐震化が完了しているものの、小規模な施設についても耐震診断及び耐震改修の実施を推進します。

◎農業ふれあいセンターの防災機能強化（リスクシナリオ 1-2）

指定緊急避難場所である農業ふれあいセンターについて、炊事機能やキャンプスペース等を有する特徴を踏まえ、大規模災害時に備えた機能拡充を図ります。

《 **指 標** 》

●高度救命処置用資機材の更新数	3式（R 2）→	8式（R 7）
●消防局車両整備台数	70 台（R 2）→	74 台（R 7）
●川越市消防団員数	273 人（R 1）→	330 人（R 7）
●耐震化・長寿命化した防火水槽	0基（R 2）→	1基（R 7）
●耐震性防火水槽の設置数	186 基（R 2）→	188 基（R 7）

２．住宅・都市

◎火災に強いまちづくりの推進（リスクシナリオ 1-1、7-1）

住宅密集地をはじめとする市街地において、大規模火災のリスクを低減するために防火・準防火地域の指定を検討するほか、延焼遮断や避難経路の確保、狭あい道路の解消等により、防災・減災に向けたまちづくりを推進します。

◎災害リスクを踏まえたまちづくりの推進（リスクシナリオ 1-3、7-2、8-5）

都市のコンパクト化と強靭化を併せた安全かつ持続的なまちづくりを進めるため、立地適正化計画において災害リスクを踏まえた防災まちづくりの指針を策定するとともに、浸水ハザードエリアの土地利用のあり方について複合的な視点から検討します。

◎市街地整備の推進（リスクシナリオ 1-1、3-1、7-1）

土地区画整理事業や市街地再開発事業等による計画的な市街地整備によって、防災空間の確保や都市計画道路をはじめとする交通ネットワークの確保等を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

◎災害に強い鉄道駅周辺整備の推進（リスクシナリオ 3-1、7-1、8-2）

大規模災害時に、延焼遮断帯、一時的な避難及び活動する場所になり得る空間を確保するため、駅周辺の都市施設等の耐火・耐震化を推進するとともに、都市計画道路・補助幹線道路等の交通ネットワークを構築・確保し、災害に強い都市基盤整備を推進します。

◎公園の防災等機能の確保（リスクシナリオ 1-1、1-2、3-3、5-1、7-1）

公園は延焼遮断効果や火災時のふく射熱の遮熱効果を持ち、一時的な避難場所としても有効です。災害時に十分な機能を果たせるように、公園施設の適正な管理や長寿命化とともに、防災機能を考慮した公園や施設の整備を進めます。

また、物資拠点や指定緊急避難場所として位置付けられている公園であるなぐわし公園、初雁公園、伊佐沼公園については、それぞれの機能に合わせた拡張整備を行います。

◎住宅・建築物の耐震化（リスクシナリオ 1-2）

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率は、90%を超えているものの、更なる耐震化の推進が必要であり、より一層の市民への啓発や耐震診断・耐震改修等に対する支援を行います。

◎**避難所等及び避難路沿道建築物の耐震化**（リスクシナリオ 1-2）

避難所等の耐震診断・耐震改修の実施を推進します。また、避難路沿道の住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の実施を推進します。

◎**危険なブロック塀等の撤去**（リスクシナリオ 1-2）

地震災害時のブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、市民への啓発及び撤去に対する支援を行います。

◎**空き家の適切な管理**（リスクシナリオ 8-3）

災害発生後、管理不全空き家や所有者不明空き家等が取り残されることにより、被災地一帯の再生事業等の妨げにならないよう、所有者等に管理されていない空き家については、適切な管理がなされるように、空き家対策事業を推進していきます。

《 **指 標** 》

●主要駅周辺[14]の都市計画道路の整備率	46.0%（Ｒ１）→ 52.2%（Ｒ７）
●市内で開設している都市公園の箇所数	322 箇所（Ｒ２）→ 336 箇所（Ｒ７）
●住宅の耐震化率	94.5%（Ｒ２）→ 95.0%（Ｒ７）
●耐震診断義務化建築物の耐震化率	90.9%（Ｒ２）→ 概ね解消（Ｒ７）
●多数の者が利用する建築物（民間）の耐震化率	93.2%（Ｒ２）→ 概ね解消（Ｒ７）
●市内空き家率	9.2%（H30）→ 9.2%（Ｒ７）

３．保健医療

◎**災害時医療体制の確保**（リスクシナリオ 2-2）

川越市医師会との間で「災害時における医療救護活動に関する協定」を締結しており、大規模災害時における医療救護所の設置や医療救護班の編成など、災害時の医療体制の整備を図ります。

---

[14] 主要駅周辺：川越駅・本川越駅・川越市駅及び地域核の各駅から徒歩圏内（800m）の範囲。

◎**防災医療システムの更なる強化**（リスクシナリオ 2-2）

迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能な広域災害救急医療情報システム（EMIS）の更なる活用を進めます。

◎**医薬品等の確保**（リスクシナリオ 2-2）

医療救護班で使用する医薬品や医療資器材について、「ランニング備蓄」[15]方式による確保とともに、医師会、薬剤師会等との連携・協力によって必要量を確保します。

◎**予防接種の推進**（リスクシナリオ 2-3）

災害発生時における、外傷等に伴う感染症の発生及びまんえん等を防止するため、平時から予防接種法に基づく予防接種を推進します。

◎**自主救護体制の整備**（リスクシナリオ 2-2）

災害時に避難所となる公共施設等に AED を適切に配置するとともに、緊急時の応急処置方法を指導する救命講習を実施します。

◎**ペットの適正飼養の普及啓発**（リスクシナリオ 5-5）

ペットのワクチン接種や定期的に獣医師の診察を受けるといった動物の管理に努めることや、避難所への同行避難など、災害時に飼い主がすべきことについて普及啓発を行います。

また、所有者不明のペット発生への対策として、犬の鑑札のほか、個体識別可能な標識やマイクロチップの利用について、普及啓発と装着の促進を行います。

４．福祉

◎**社会福祉施設の耐震化推進**（リスクシナリオ 1-2）

民間の社会福祉施設に対し、防災を推進するため、国の補助金等を活用しながら耐震化の向上や危険なブロック塀の撤去を促進します。

◎**社会福祉施設等の防災・減災対策**（リスクシナリオ 5-2）

民間の社会福祉施設に対し、利用者の安全・安心を確保するため、国の補助金等を活用した非常用自家発電設備や給水設備の整備など、防災改修や安全対策設備の設置を促

[15]協力先の医療機関等において医薬品を通常利用量より多く保管し、災害時における備蓄分として確保する方法。備蓄量を保ったまま、利用した分を追加補充する仕組みのため、使用期限が切れることを避けることができます。

進します。

◎住宅用火災警報器の普及促進（リスクシナリオ 1-1）

火災から生命を守る一助として、ひとり暮らし及び要介護の高齢者世帯に対し、住宅用火災警報器の設置を支援します。

◎家具固定の促進（リスクシナリオ 1-2）

地震等から生命及び財産を守る一助として、高齢者のみで構成される世帯等で、家具に転倒防止器具等を自身で取り付けることができない世帯に対し、取付を支援します。

《 **指 標** 》

●高齢者世帯への住宅用火災警報器の新規給付件数

13 件（Ｒ２）→　15 件（Ｒ７）

●高齢者世帯への家具転倒防止器具の新規取付件数

14 件（Ｒ２）→　20 件（Ｒ７）

５．エネルギー

◎民間事業者との連携による燃料の確保（リスクシナリオ 5-2）

埼玉県石油商業組合川越支部との間で「災害時における燃料等も優先供給に関する協定」を締結しており、災害応急対策に必要な燃料を、市内石油販売事業者の協力を得ることにより確保できる体制を整備します。

◎再生可能エネルギーの導入（リスクシナリオ 5-2）

市有施設に太陽光発電設備を整備するとともに、可搬型蓄電池設備（電気自動車含む）を併設することで、災害時のエネルギー供給拠点とします。併せて、市民の住宅用太陽光発電や蓄電池の設備設置を促進することで、電力供給が途絶えた場合に対するエネルギーセキュリティーの向上を図ります。

◎自立・分散型エネルギーの有効活用（リスクシナリオ 5-2）

災害によって電力供給が途絶えた場合のエネルギー確保を目的とし、ごみ焼却場の余熱発電機から生み出される電力を利用した電気自動車等充電ステーションの整備を図

るなど、自立・分散型エネルギーの活用を推進します。

《 **指 標** 》

●太陽光発電設置住宅数数	5,120 件（H30）→	6,700 件（R 7）
●公共施設への太陽光発電設置件数	87 件（R 1）→	90 件（R 7）

6．情報通信

◎**情報伝達手段の多様化推進**（リスクシナリオ 3-4、3-5）

大規模災害時の情報伝達を確実に行うため、引き続き、災害時における情報伝達手段の多様化を推進します。

◎**情報通信機能の強化**（リスクシナリオ 3-4）

行政機能の維持に必要な市庁舎間の情報通信機能について、地域BWA[16]の導入など耐障害性の強化に資する対策を講じます。

◎**情報システムの耐障害性の強化**（リスクシナリオ 3-4）

大規模災害時における情報システムの機能確保に向けて、「自治体クラウド」の導入等を検討します。

◎**非常通信手段の確保**（リスクシナリオ 3-4）

防災中枢拠点と地域防災拠点に配備されている非常用通信機器を更新するとともに、新たに指定避難所等にも非常用通信手段を確保します。

◎**消防通信体制の強化**（リスクシナリオ 1-6、3-4）

消防救急デジタル無線設備及び署活系無線機等を計画的に更新整備します。

◎**119 番通報の通報手段、受信手段の拡充**（リスクシナリオ 1-6、3-4）

119 番通報の通報手段及び受信手段の拡充について検討し、整備を図ります。

---

[16]地域 BWA（Broadband Wireless Access）は、地域の公共の福祉の増進に寄与すること等を条件に、通信事業者が自治体との連携によって設置する高速データ通信の無線システムです。2.5GHz の専用周波数帯を使用するため、災害時等の通信集中に際しても障害が起こりにくく、安定的な通信基盤を確保することができます。

《 **指 標** 》

●地域 BWA の導入　　導入検討（Ｒ２）→　　導入（Ｒ７）

●川越地区消防局・川越北消防署新庁舎建設（指令センター施設等の更新）

整備推進（Ｒ２）→ 整備完了（Ｒ６）

７．産業

◎**事業者 BCP 策定の促進**（リスクシナリオ 6-1）

事業継続力強化の取組として、川越商工会議所と連携して事業者 BCP の策定を推進します。

◎**中小企業等への支援**（リスクシナリオ 6-2）

中小企業等における資金調達の支援や相談業務を行い、早急な経済回復、復興に向けた取組を実施します。

◎**公衆無線 LAN の整備**（リスクシナリオ 3-2）

大規模災害時における情報通信手段として、引き続き公衆無線 LAN 等の設備に係る支援を行います。

◎**外国人観光客等への対応**（リスクシナリオ 3-2）

災害情報等について、多言語対応による支援体制の整備を図ります。併せて、適切な避難誘導が可能となるように、ピクトグラム(絵文字、絵単語)や JNTO（日本政府観光局）作成のインフォメーションカード等の活用を推進します。

８．交通

◎**公共交通の維持**（リスクシナリオ 3-2）

川越市都市・地域総合交通戦略に基づき、本市と交通事業者と市民等が連携し、持続可能な公共交通体系の構築と公共交通の利用を促進し、公共交通を維持、確保します。

併せて、大規模災害時の公共交通を確保するため、交通事業者など関係機関との連携を強化します。

◎**帰宅困難者対策**（リスクシナリオ 3-2）

大規模災害時に迅速に帰宅困難者への対応を実施できるよう、県や市、鉄道事業者等の関係機関で構成する川越市主要駅周辺帰宅困難者対策協議会を設置し、平常時から情報交換等を実施するとともに、災害時における対応体制を強化します。また、帰宅困難者を一時的に滞在させるために施設を確保します。

◎**陸上輸送ルート確保の強化**（リスクシナリオ 1-1、1-2、1-6、3-1、8-2）

輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、無電柱化、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良、交通施設等の耐震化等を推進します。

◎**道路啓開体制の整備**（リスクシナリオ 3-3）

川越市建設業協会との間で「災害時における応急復旧業務に関する協定」を締結しており、関係機関も含めた道路啓開体制を整備していきます。

◎**無電柱化等の推進**（リスクシナリオ 3-1、8-2）

地震発災後の生命の危機に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じず、緊急車両が通行することができる都市計画道路の無電柱化等を推進します。

◎**緊急輸送道路沿道建築物の耐震化**（リスクシナリオ 1-1、1-2、3-1）

地震災害による倒壊により、緊急輸送道路を閉塞するおそれのある一定規模以上の沿道建築物の所有者に対して、啓発や耐震診断・耐震改修等に対する支援を行います。

◎**道路整備の推進**（リスクシナリオ 1-1、1-2、1-6、3-1、3-3、8-2）

大規模災害時の緊急車両の通行や住民の避難に支障が生じないよう、都市計画道路、幹線道路（市道）及び生活道路（市道）の整備や維持・修繕を推進します。

◎**狭あい道路敷地寄附の普及・啓発**（リスクシナリオ 1-1、1-2、3-1）

幅員 4 m 未満の道路改善に向けて、境界確認時に狭あい道路敷地寄附に関する普及・啓発活動を実施するとともに、道路後退部分を寄附した土地所有者に対し、測量・分筆等にかかる費用の一部を補助します。

◎**橋りょうの耐震化**（リスクシナリオ 1-2、8-2）

震災時における道路ネットワーク確保のため、緊急輸送道路の橋りょうについて、重点的に耐震補強を実施します。また、落橋による二次的災害の防止のため、跨道橋・跨

線橋についても重点的に耐震補強を実施します。

◎**道路冠水対策**（リスクシナリオ 1-3、3-1）

ハザードマップ等により冠水危険箇所の周知を図るとともに、ICT 技術を利用した監視手段の導入を検討するなど、より迅速な現場状況の把握に努めます。

《 **指 標** 》

●**都市計画道路の整備率**　48.5%（R 1）　→　48.9%（R 7）

●**幹線道路（市道）整備　工事整備済延長累計**

83,313m（R 1）　→　86,800m（R 7）

9．農業

◎**強い農業・担い手づくり**（リスクシナリオ 6-1、8-4）

大規模災害発生後の農業者等の経営状態を維持するため、関係機関との連携を深め、市の状況にあわせた政策を検討します。

◎**農業基盤の整備**（リスクシナリオ 6-1、8-4）

農業に係る生産基盤については、災害時等においてもその機能を維持・継続するため、改修、整備を推進します。

◎**農業集落排水に係る代替処理**（リスクシナリオ 5-4）

汚水処理施設の防災機能強化及び機能停止時に備え、代替処理手段の確保を検討します。

10．国土保全

◎**準用河川及び普通河川改修の推進**（リスクシナリオ 1-3）

浸水被害の解消及び生活環境の向上を図るため、準用河川及び普通河川の整備を進めます。

◎**排水機場・排水ポンプ場の長寿命化・耐震化対策**（リスクシナリオ 1-3）

排水機場等がその効果を確実に発揮するよう、災害に対する安全性を維持するための修繕を実施するとともに、長寿命化計画の策定等を通じた予防保全手法への移行により、計画的に施設の維持管理、長寿命化及び更新を図ります。

◎**仮称森林公園整備事業の推進**（リスクシナリオ 7-2）

市南部に位置する一団の樹林地について、土地利用調整や公有地化によって緑地空間を保全し、治水機能を保持します。

◎**ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進**
（リスクシナリオ 1-3、7-2、8-5）

管きょ、雨水貯留施設、雨水ポンプ場等の浸水対策施設の整備、改築及び、ハザードマップの改訂と周知を実施します。

《 **指 標** 》

●久保川改修の進捗状況　　3.6%（Ｒ１）→　53.0%（Ｒ７）

11. ライフライン

◎**災害用給水井戸の整備**（リスクシナリオ 5-3）

避難所となる小・中学校等に災害用給水井戸を整備するとともに、災害用給水井戸での応急給水に必要な資器材の整備を図ります。

◎**応急給水の体制整備**（リスクシナリオ 5-3）

給水車や給水袋等は、地震災害等に備え配備した既存の資器材の活用を図りつつ、策定済みの震災等防災対策行動マニュアルを適宜見直すことで、給水体制の充実に向けた検討を継続的に実施します。

◎**水道施設の耐震・耐水化**（リスクシナリオ 2-3、5-3、8-5）

大規模災害時の断水被害等を低減させるため、水道施設の耐震化及び耐水化を推進します。

◎**水道事業 BCP の定期的な見直し**（リスクシナリオ 2-3、5-3）

災害対応を速やかに実施するため、水道事業 BCP の定期的な見直しを行います。

◎**取水施設の適切な維持管理**（リスクシナリオ 2-3、5-3）

大規模災害時に、自己水を活用するため、取水施設を適切に維持管理します。

◎**下水道施設の耐震化、長寿命化、耐水化及び下水道 BCP の拡充**
（リスクシナリオ 2-3、5-4）

下水道施設の耐震化、液状化対策及びストックマネジメント計画に基づく長寿命化対策、雨天時浸入水対策、耐水化対策を着実に推進するために、各計画策定及び点検・調査・改築を実施します。また、下水道 BCP の拡充を実施します。

◎**マンホール浮上防止対策**（リスクシナリオ 1-3）

大規模災害時に、マンホールの浮き上がりによって道路交通や下水の排水機能に障害が発生することを防ぐため、マンホールの浮上防止対策を推進します。

◎**合併処理浄化槽への転換促進**（リスクシナリオ 5-4）

生活雑排水を処理できない単独処理浄化槽等から、生活排水をすべて処理でき、災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進します。

◎**下水道汚水整備事業の推進**（リスクシナリオ 5-4）

大規模災害時においても、市民に衛生的な環境を提供するため、耐震化等の対策を行いながら更なる汚水事業の推進を図ります。

◎**し尿処理体制の整備**（リスクシナリオ 5-4）

関係機関と連携し、大規模災害時におけるし尿の処理体制を整備します。

◎**仮設トイレ等の確保**（リスクシナリオ 2-3）

仮設トイレ等の備蓄の拡充を進めるとともに、民間事業者等へ供給要請できる体制を整備します。

《 **指 標** 》

●**配水管の耐震化率**	22.1%（Ｒ１）→	29.0%（Ｒ７）
●**管きょ耐震化率（下水道）**	15.5%（Ｒ１）→	18.6%（Ｒ７）

●長寿命化管きょ延長（下水道）	32.3km（Ｒ１）→	34.9km（Ｒ７）
●下水道接続率	98.0%（Ｒ１）→	99.4%（Ｒ７）
●下水道（汚水）整備達成率	96.3%（Ｒ２）→	97.1%（Ｒ７）
●下水道人口普及率	86.2%（Ｒ１）→	86.6%（Ｒ７）
●生活排水処理率	96.0%（Ｒ１）→	100%（Ｒ７）

12. 教育

◎**学校を通じた地域防災力の強化**（リスクシナリオ 1-2、1-3）

・地震や火災等を想定した避難訓練を各学校の年間指導計画に位置付け、児童生徒の防災意識を高め、自ら危険を回避する能力の育成を図ります。

・各学校において、防災マニュアルを検証し改善するとともに、それらを的確に活用できるよう教職員の安全意識及び災害対応能力の向上を図り、日頃から児童生徒の命を守る防災体制の強化を図ります。

・各校の地域実態等を踏まえた、避難所運営・設営に係るマニュアルを作成し、地域と連携した災害対応体制の構築を図ります。

・大地震や大雨による災害時には、小中学校が地域の避難所になることから、災害を想定した取組等について地域との連携を図ります。

◎**防災教育の推進**（リスクシナリオ 1-6）

子どもを通じて、その親世代の防災意識の向上を図るため、学校において家庭や地域と連携した防災教育の取組を継続的に進めるとともに、自主的な取組の拡大に努めます。

◎**学校施設の整備**（リスクシナリオ 5-5）

学校施設の防災機能強化（トイレ整備、空調設備の設置等）を実施し、避難所機能の強化を図ります。

◎**学校施設における建築物等の耐震対策**（リスクシナリオ 1-2）

学校施設における外壁等の建築物の非構造部材の耐震対策を実施します。

◎**メール配信サービス「すぐメール」の運用**（リスクシナリオ 3-5）

学校が登録者に配信する「すぐメール」について、全登録者に向けた配信試験の実施、各学校の運用状況の定期的な確認等により、システムの安定的な運用に努めるとともに、

災害発生時には速やかに電子メールによって保護者等に配信します。

13. 土地利用

◎復興まちづくりの事前準備（リスクシナリオ 8-2）

平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、また早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、復興に資するソフト的対策の事前準備を検討します。

◎災害リスクを踏まえたまちづくりの推進（再掲）（リスクシナリオ 1-3、7-2、8-5）

都市のコンパクト化と強靭化を併せた安全かつ持続的なまちづくりを進めるため、立地適正化計画において災害リスクを踏まえた防災まちづくりの指針を策定するとともに、浸水ハザードエリアの土地利用のあり方について複合的な視点から検討します。

◎生産緑地及び特定生産緑地の指定（リスクシナリオ 1-1、7-1）

生産性の高い農地かつ市街地内の都市空間である生産緑地及び特定生産緑地は防災機能を有する貴重な土地であることから、生産緑地制度の適切な運用を図り、積極的な指定を推進します。

◎仮称森林公園整備事業の推進（再掲）（リスクシナリオ 7-2）

市南部に位置する一団の樹林地について、土地利用調整や公有地化によって緑地空間を保全し、治水機能を保持します。

◎地籍調査の推進（リスクシナリオ 8-3）

災害発生後の円滑な復旧・復興のためには、土地の境界が明確にしておくことが重要であり、継続して調査を行い、更なる推進を図ります。

◎町名地番整理の推進（リスクシナリオ 1-6）

町名や地番が入り組んだ地域について町名地番整理を推進します。

《 指 標 》

●地籍調査実施済面積　　38.5 ㎢（Ｒ２）→　39.4 ㎢（Ｒ７）

14. 環境

◎毒物劇物の流出防止対策の推進（リスクシナリオ 7-3）

毒劇物販売業及び業務上取扱者の立入監視等により漏洩防止措置等の指導を行い、地震防災応急体制の確立を促進します。併せて、化学物質等を使用している施設の耐震化等、有害物質が流出しない対策を講ずるよう促します。

◎有害物質等の適正管理（リスクシナリオ 7-3）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（ＰＲＴＲ法）及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、事業者からの化学物質排出状況等を把握し、公表することにより、化学物質の適正管理を促進します。

◎有害物質等の管理指導（リスクシナリオ 7-3）

埼玉県生活環境保全条例及び特定化学物質管理指針に基づき、事業者が潜在的なリスクを計画的に低減するとともに訓練の定期的な実施や対応マニュアル等を明記した手順書の作成について指導します。

◎石綿飛散防止対策（リスクシナリオ 7-3）

石綿を使用した建築物を把握し、建物所有者に対して石綿の事前除去を促します。また、解体業者に対し「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」を徹底するよう、機会を捉えて指導を進めます。

◎環境測定体制の強化（リスクシナリオ 7-3）

大規模災害時において、大気・水質・土壌へ漏洩した化学物質等を速やかに測定できる体制を構築します。

◎有害物質等に係る情報伝達システムの構築（リスクシナリオ 7-3）

大規模災害時において、化学物質等が流出した際に、関係機関や市民へ速やかに情報伝達できるシステムを構築します。

◎災害廃棄物処理体制の充実強化（リスクシナリオ 8-1）

災害廃棄物を円滑に処理するため、災害廃棄物処理計画に基づき、災害時でも速やかにごみを処理するための体制を整えていますが、計画の更新、災害に強靭なごみ焼却施設の整備等により、引き続き処理体制の充実を図ります。

◎**災害廃棄物処理等に係る協力体制の充実強化**（リスクシナリオ 8-1）

建物の浸水や倒壊等による大量の災害廃棄物の発生に対応するため、災害廃棄物処理等の協力について、埼玉県清掃行政研究協議会や埼玉県一般廃棄物連合会との協定以外にも、民間業者との協力体制の強化を図ります。

◎**災害廃棄物仮置場整備の推進**（リスクシナリオ 8-1）

災害廃棄物仮置場は、発生した災害の規模に応じて直ちに設ける必要があり、また、近年、その規模も拡大する傾向にあります。これらに対応するため、適切な事前措置が必要です。このため、災害廃棄物仮置場の整備を推進し、災害時における即応性と対応力を高めます。

◎**廃棄物処理施設の災害対応力の向上**（リスクシナリオ 8-1）

浸水想定区域内にある廃棄物処理場の被害を最小限に止める必要があるため、耐水性を高める施設整備を推進します。

《 **指 標** 》

●大気環境基準達成状況	82%（Ｒ１）→ 100%（Ｒ７）
●有害大気汚染物質の環境基準達成状況	100%（Ｒ１）→ 100%（Ｒ７）
●水質汚濁の係る環境基準達成状況	100%（Ｒ１）→ 100%（Ｒ７）

15. 地域づくり/リスクコミュニケーション

◎**土砂災害の警戒避難体制の整備**（リスクシナリオ 1-4）

土砂災害（特別）警戒区域の住民に対し、ハザードマップを配布し、啓発に努めるとともに、土砂災害を想定した防災訓練を実施します。

◎**適切な避難行動の周知啓発**（リスクシナリオ 1-3）

地域における水害リスクを把握できるよう、ハザードマップの配布等を行うとともに、適切な避難行動について広報紙や市ホームページへの掲載、防災講話等を通じて、周知・啓発を行います。

◎**避難行動要支援者対策**（リスクシナリオ 1-6）

自治会や民生委員等の地域の支援者に避難行動要支援者名簿を提供し、地域における支援体制の整備を支援します。

◎**要配慮者利用施設の避難確保計画作成等の促進**（リスクシナリオ 1-3）

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援します。

◎**応急手当の普及啓発の更なる推進**（リスクシナリオ 2-1）

救急講習等の開催、応急手当普及員の育成により、住民に対する応急手当の普及啓発を推進します。

◎**住宅用火災警報器の普及及び維持管理**（リスクシナリオ 1-1）

火災による被害を軽減するため、住宅用火災警報器の設置推進を図るとともに、定期点検や交換等の維持管理の促進を図ります。

◎**火災予防指導及び広報**（リスクシナリオ 1-1）

住宅や不特定多数の者が出入りする建物の出火防止を図るため、住民や建物関係者の防火意識の向上を図ります。

◎**防災学習の充実**（リスクシナリオ 5-5）

地域課題解決のための手法として、公民館講座において、防災学習や防災マップ作製等に取り組みます。

◎**自主防災組織の育成・強化**（リスクシナリオ 1-1）

自主防災組織結成の働きかけを行うとともに、組織の中核となるリーダーの育成や防災訓練等の活動を支援します。

◎**避難所運営体制の整備**（リスクシナリオ 5-5）

避難所における生活が長期化する場合は、自主防災組織等を中心とした避難所運営委員会を設置し、自主的な避難所運営ができるようにするため、マニュアルの整備や避難所開設・運営訓練を実施します。

◎**総合的な防犯対策の推進**（リスクシナリオ 4-1）

大規模災害時には、空き巣や避難所での窃盗、暴行・傷害行為等が発生するなど、被

災地全体の治安が悪化する可能性があるため、平常時から警察や防犯協会等の関係機関と連携強化を図り、また地域の自主防犯活動団体の活動に対する支援等を積極的に推進します。

◎**文化財建造物等の防災対策**（リスクシナリオ 8-7）

文化財建造物等の計画的な修理や防災設備の充実を促進するとともに、所有者・管理者の防災に関する意識の向上を図ります。

《 **指 標** 》

●**避難行動要支援者名簿を備えた自治会の割合**	32.0%（Ｒ１）	→ 80.0%（Ｒ７）
●**自主防災組織結成率**	79.7%（Ｒ１）	→ 90.0%（Ｒ７）
●**応急手当講習受講者数**	16,631 人/年（Ｒ１）	→ 17,800 人/年（Ｒ７）
●**自主防犯活動団体数**	338 団体（Ｒ１）	→ 338 団体（Ｒ７）

16. 老朽化対策

◎**公共施設等の総合的な管理**（リスクシナリオ 1-2）

本市が所有し、管理する社会資本について「川越市公共施設等総合管理計画」を推進するとともに、この計画に基づく「川越市個別施設計画」で整理した施設ごとの具体的な取組を推進します。

◎**消防関連建築物等の老朽化対策**（リスクシナリオ 1-2）

消防職員が使用する庁舎施設の強化及び延命化を図るため、老朽化した庁舎の改修を実施します。また、地域防災の中核的存在である消防団の活動拠点として、消防団車庫を計画的に改修または更新を実施します。

◎**市民センターの整備更新**（リスクシナリオ 1-2）

老朽化が進む市民センターについて、災害時における地域防災拠点として十分な機能を果たせるよう、計画的に整備・更新を進めます。

◎**公民館の施設・設備の老朽化対策**（リスクシナリオ 1-2）

大規模災害時に発生する多数の避難者について、指定避難所だけでは対応できない可

能性を踏まえ、老朽化した施設及び設備について計画的に整備・更新・修繕を行います。

◎**文化会館の施設・設備の老朽化対策**（リスクシナリオ 1-2）

老朽化が進む文化会館は避難場所として災害時に発生する避難者を受け入れることも想定されることから、安全かつ適正に対応できるよう、施設や設備の整備・更新を計画的に進めます。

◎**市営住宅の老朽化対策の促進**（リスクシナリオ 1-2）

市営住宅長寿命化計画に基づき、市営住宅の計画的な改修工事等の実施を推進します。

◎**道路施設の長寿命化**（リスクシナリオ 3-1）

異常箇所の早期発見、早期対応と併せ、老朽化が進行する道路施設（橋りょう、トンネル、照明灯、標識等）について、メンテナンスサイクル（点検・診断・措置・記録）を確実に運用することで、施設の長寿命化対策を進めます。

◎**道路パトロール**（リスクシナリオ 3-1）

定期的な道路パトロールの実施により、不具合箇所の発見を行います。また、路面性状調査の実施によって客観的指標に基づいた舗装の劣化状況を把握し、適正な時期に更新工事ができるように努めます。

◎**橋りょう点検・修繕**（リスクシナリオ 3-1、8-2）

橋りょう及び歩道橋等について、定期的に点検を実施するとともに、適切な修繕による長寿命化を図ります。

6．計画の推進

（1）施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に本市の強靭化を進めるためには、優先的に取り組む施策を明確にして、重点的に取組を進める必要があります。

このため本計画では、災害発生時における事態の影響の大きさや対策の緊急度等を考慮し、以下の 33 施策を重点的に取り組む施策として選定します。

施策分野	施策
行政機能 （消防含む）	○川越地区消防局・川越北消防署新庁舎建設 ○防火水槽の整備　○情報伝達体制の拡充　○受援体制の整備
住宅・都市	○災害リスクを踏まえたまちづくりの推進 ○災害に強い鉄道駅周辺整備の推進 ○公園の防災等機能の確保　○避難所等及び避難路沿道建築物の耐震化
情報通信	○非常通信手段の確保　○消防通信体制の強化 ○119 番通報の通報手段、受信手段の拡充
交通	○公共交通の維持　○陸上輸送ルート確保の強化 ○無電柱化等の推進　○緊急輸送道路沿道建築物の耐震化 ○道路整備の推進　○橋りょうの耐震化　○道路冠水対策
農業	○農業集落排水に係る代替処理
国土保全	○準用河川及び普通河川改修の推進 ○排水機場・排水ポンプ場の長寿命化・耐震化対策 ○ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進
ライフライン	○水道施設の耐震・耐水化　○水道事業 BCP の定期的な見直し ○下水道施設の耐震化、長寿命化、耐水化及び下水道 BCP の拡充
教育	○学校を通じた地域防災力の強化 ○学校施設の整備　○学校施設における建築物等の耐震対策
環境	○廃棄物処理施設の災害対応力の向上
地域づくり/ ﾘｽｸｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ	○文化財建造物等の防災対策
老朽化対策	○市民センターの整備更新　○道路施設の長寿命化　○橋りょう点検・修繕

（2）計画の進捗と見直し

本計画に掲げる施策を着実に推進するため、施策の進捗について PDCA サイクルによる管理を行います。また、今後の社会経済情勢の変化や国土強靭化に係る国・県の施策の取組状況等も考慮し、計画期間中であっても必要に応じて施策の追加や計画の見直しを行います。